

使い みち	制度名	対 象 者	資金 使 途	限度額	期間 (年)	据置 (年)	年 利 率 (%)	保 証 率 (%)	保証人 担保等
創業・起業にチャレンジする方	新規開業 資金 (公庫)	次のいずれかに該当する方 ①現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方で、次のいずれかに該当する方 ・現在お勤めの企業に継続して6年以上お勤めの方 ・現在お勤めの企業と同じ業種に通算して6年以上お勤めの方 ②大学等で修得した技能等と密接に関連した職種に継続して2年以上お勤めの方で、その職種に関連した業種の事業を始める方 ③技術やサービス等に工夫を加え多様なニーズに対応する事業を始める方 ④雇用の創出を伴う事業を始める方 ⑤産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援事業を受けて事業を始める方 ⑥地域創業促進支援事業による支援を受けて事業を始める方 ⑦公庫が参加する地域の創業支援ネットワークから支援を受けて事業を始める方 ⑧民間金融機関と公庫による協調融資を受けて事業を始める方 ⑨①～⑧のいずれかを満たして事業を始めた方で事業開始後おおむね7年以内の方	運転	7,200万円 (うち運転資金 4,800万円以内)	7	2	(基準) 1.16～2.75 (特利A) 0.76～2.35	—	普通貸付(公庫：国民生活事業)と同様
		設備		20	2	(特利B) 0.51～2.10 (特利C) 0.30～1.85			
	新創業融資 制度 (公庫) (無担保・無保証人)	次の1～3のすべての要件に該当する方 1「創業の要件」： 新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を2期終えていない方 2「雇用創出、経済活性化、勤務経験または修得技能等の要件」： 次のいずれかに該当する方。ただし、本制度の貸付金残高が300万円以内(今回のご融資分も含みます)の女性(女性小口創業特例)については、本要件を満たすものとします。 (1)雇用の創出を伴う事業を始める方 (2)技術やサービス等に工夫を加え多様なニーズに対応する事業を始める方 (3)現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方で、次のいずれかに該当する方 ア.現在の企業に継続して6年以上お勤めの方 イ.現在の企業と同じ業種に通算して6年以上お勤めの方 (4)大学等で修得した技能等と密接に関連した職種に継続して2年以上お勤めの方で、その職種と密接に関連した業種の事業を始める方 (5)産業競争力強化法第2条第23項第1号に規定される認定特定創業支援事業を受けて事業を始める方 (6)地域創業促進支援事業による支援を受けて事業を始める方 (7)公庫が参加する地域の創業支援ネットワークから支援を受けて事業を始める方 (8)民間金融機関と公庫による協調融資を受けて事業を始める方 (9)既に事業を始めている場合は、事業開始時に(1)～(8)のいずれかに該当した方 3「自己資金の要件」： 事業開始前、または事業開始後で税務申告を終えていない場合は、創業時において創業資金総額の10分の1以上の自己資金を確認できる方 ただし、以下の要件に該当する場合は、自己資金要件を満たすものとします。 (1)前2(3)～(8)に該当する方 (2)新商品の開発・生産、新しいサービスの開発・提供等、新規性が認められる方 ア.技術・ノウハウ等に新規性が見られる方 イ.経営革新計画の承認、新連携計画、農工商等連携事業計画又は地域産業資源活用事業計画の認定を受けている方 ウ.新商品・新役務の事業化に向けた研究・開発、試作販売を実施するため、商品の生産や役務の提供に6ヵ月以上を要し、かつ3事業年度以内に収支の黒字化が見込める方 (3)中小企業の会計に関する指針または基本要領の適用予定の方	運転	3,000万円 (うち運転資金 1,500万円以内)	適用した融資制度のご返済期間以内	同左	(基準) 2.26～2.75 (特利A) 1.86～2.35 (特利B) 1.61～2.10 (特利C) 1.36～1.85 (特利E) 0.86～1.35 (特利J) 1.21～1.70 (特利P) 2.06～2.35	—	原則不要
		設備							
	女性、若者／シニア 起業家資金 (公庫)	女性または30歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方や事業開始後おおむね7年以内の方。法人組織としている方もご利用いただけます。	運転	7,200万円 (うち運転資金 4,800万円以内)	7	2	(基準) 1.16～2.75 (特利A) 0.76～2.35 (特利C) 0.30～1.85	—	普通貸付(公庫)と同様
			設備		20	2			
	創業支援 資金 (県)	次のいずれかに該当する方 ①県内で新たに事業を開始しようとする ②個人は事業開始後、法人は設立の日以後5年を経過していないこと ③新たに会社を設立する計画を有する会社及び当該計画により設立された会社で設立の日以後5年を経過していない会社 ④秋田県に移住後3年以内で①～③のいずれかに該当すること	運転設備 (ただし、不動産取得資金は除く)	3,500万円 (自己資金・事業費等の制限あり)	10	3	1.50% (起業塾等修了者・対象④は1.30%)	0.6	・保証人は原則として法人は代表者、個人は不要 ・商工会議所・商工会の確認等が必要
							2,500万円 (自己資金・事業費等の制限あり)		
	女性・若者 支援枠	上記のいずれかに該当する女性及び35歳未満の方							
	創業資金 (市)	次の要件を満たす小規模企業者である法人等 ①市内に住所を有すること(法人は登記簿上本店の住所) ②市内に主たる事業所を有すること ③事業歴が5年未満であり、現在も継続していること ④市税を完納していること ⑤商工会議所等が経営指導を行った事業計画書を提出すること(引き続き6ヵ月以上経営指導を受けること)	運転 設備	2,000万円 (他の借入含め総事業費の80%以内)	10	1	1.55% (起業塾受講者は借入から3年間 1.0%の利子補給)	—	・保証人は原則として法人は代表者、個人は不要 ・担保は必要に応じ相談
	創業資金 (市) (無担保・無保証人枠)	次の要件を満たす小規模企業者である法人等 ①市内に住所を有すること(法人は登記簿上本店の住所) ②市内に主たる事業所を有すること ③事業歴が1年以上5年未満であり、現在も継続していること ④申請時点において、秋田県信用保証協会保証の債務残高が存在しないこと ⑤市税を完納していること ⑥商工会議所等が経営指導を行った事業計画書を提出すること(引き続き6ヵ月以上経営指導を受けること)	運転 設備	500万円 (他の借入含め総事業費の80%以内)	10	1	1.55% (起業塾受講者は借入から3年間 1.0%の利子補給)	—	不要
空き店舗を利用する方 中心市街地の	中心市街地へ出店する場合であって、次の要件を満たす、卸売・小売業、飲食店、サービス業等の中小企業者および組合等 ①中心市街地の空き店舗等に入居、または新・改築すること ②県内に1年以上住所を有すること(創業の場合は1年未満可) ③県内に主たる事業所を1年以上有すること ④事業歴が1年以上あり、現在も継続していること(創業の場合は1年未満可) ⑤店舗が所在する商店街団体から推薦を受けていること ⑥市税を完納していること	運転 設備	5,000万円 (対象事業費の80%以内)	10	0.5	1.75% (借入から5年間 1.50%の利子補給)	—	・保証人は原則として法人は代表者、個人は不要 ・担保は必要に応じ相談	

事業計画の作成、資金計画の立て方、開業諸手続きなど、創業のためのアドバイスを行っておりますので、お気軽にご相談ください。
※連絡先については、表紙に記載しております。

創業融資に係る相談時にご用意いただく書類	(1) 事業計画書	(2) 見積書 (設備資金が必要な場合)
----------------------	-----------	----------------------

『金融機関に相談する前に自社に合った融資制度を事前に把握したい』などの要望があれば是非当所へご相談ください。

平成30年度

制度融資のご案内

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

● 制度の特徴

融資限度額	返済期間	利 率	担保・保証人
2,000万円 (1,500万円を超える場合、所定の事業計画書の提出が必要となります。)	運転資金7年以内 (据置1年以内) 設備資金10年以内 (据置2年以内)	1.11% (平成30年4月11日現在) ※利率は金融情勢により変わる場合があります。	不要です

ご利用いただける方

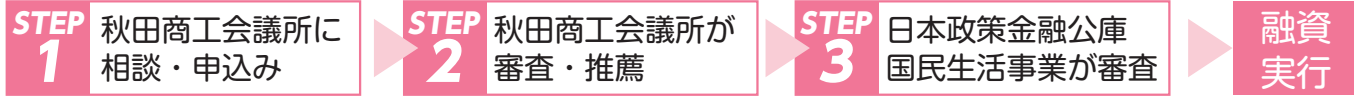
- ・常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業は5人以下）の事業所である。
- ・秋田市内で1年以上事業を営んでいる。
- ・義務納税額（所得税、法人税、事業税、住民税）を完納している。
- ・日本政策金融公庫の融資対象業種である。（金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽事業等の業種の方はご利用になれません。）※ご相談内容、経営状況によって、ご希望に添えない場合がございます。

● 申込時に必要な書類

◆直近2期分の決算書、申告書（控）	◆既存借入金の詳細書
◆最近時の試算表もしくは主要科目の内訳（手形、売掛金、買掛金、借入金等）	◆商業登記簿謄本（最近3ヶ月以内のもの、法人の場合）
◆法人税、法人事業税、法人住民税の領収書または納税証明書	◆所得税、事業税、住民税の領収書または納税証明書
◆営業許可証または認可証	◆見積書または契約書（設備資金希望の場合）
◆マル経融資利用にあたっての事業計画書（今回の申込金額とマル経融資利用残高の合計が1,500万円を超える場合）	

※必要に応じ、上記以外の書類をご提出いただく場合がございます。

● 申込み方法



小規模事業者経営発達支援資金

ご利用いただける方

- 常時使用する従業員が20人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人）以下の法人・個人事業主の方で、以下の要件をすべて満たす方
- ・経営発達支援計画の認定を受けた商工会議所から、売上の増加や収益の改善、持続的な経営のための事業計画策定にあたり助言とフォローアップを受けること
- ・地域経済の活性化のために、一定の雇用効果（新たな雇用または雇用の維持）が認められること
- ・経営者及び従業員の知識、技能、管理能力の向上を図る研修に参加するなど人材の確保・育成に努めていること
- ・商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること

融資限度額	返済期間	利 率	担 保
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	【運転】8年以内 (据置2年以内) 【設備】20年以内 (据置2年以内)	特利A(0.76～2.15) (平成30年4月11日現在)	必要に応じて相談させていただきます。

◎ ご相談はお気軽に秋田商工会議所まで ◎

秋田市旭北錦町1-47 秋田県商工会館1階
Tel：866-6677 Fax：862-2101

日本政策金融公庫・県・市の制度融資

本パンフレット記載内容は、平成30年4月2日現在のものです。
利率は金融情勢によって変動いたしますので、記載されている利率と異なる場合がございます。

使い みち	制度名	対 象 者	資金 使途	限度額	期間 (年)	据置 (年)	年利率 (%)	保証率 (%)	保証人 担保等
事業資金が必要なとき	普通貸付 (公庫：国民生活事業)	個人又は法人で事業を営む方 (金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等をのぞいて、ほとんど全ての業種が対象になります。)	運転	4,800万円	5	1	1.16～2.75	—	お客様の要望を伺いながらご相談させていただきます。
			設備		10	2			
			特定設備	7,200万円	20				
	小規模事業振興資金 (県)	小規模企業者(従業員20人以下[商業・サービス業は5人以下])の方 ①県内で1年以上事業を営んでいる方 ②ICT導入支援枠、小口支援枠と併せて融資残高が2,000万円以内となるもの	運転	2,000万円	7	1	2.15	0.45	・保証人は原則として法人は代表者、個人は不要 ・担保は必要に応じ相談
	ICT 導入支援枠	上記の要件に該当し、ICT導入により生産性向上、業務効率化を図る方	設備		10	2	1.75		
	一般事業資金 (市)	次の要件を満たす中小企業者および組合等 ①市内に1年以上住所を有すること(法人は登記簿上本店の住所) ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること ④市税を完納していること ⑤営業許可、登録等を必要とする業種の場合、許認可を受けていること	運転 設備	3,000万円	10	1	1.75	—	
業況が悪化しているとき	経営環境変化対応資金 〔セーフティネット貸付〕 (公庫)	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる方で、次のいずれかに該当する方 ①最近の決算期における売上高が前期または前々期に比し5%以上減少している方。 ②最近3ヵ月の売上高が前年同期または前々年同期に比し減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれる方 ③最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前期または前々期に比べ悪化している方 ④最近の取引条件の回収条件が長期化、または支払条件の短縮化等により悪化している方 ⑤社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している方または来すおそれのある方 ⑥最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引前損益または経常損益で損失を生じている方 ⑦前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失が生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金および任意積立金の合計額を上回る繰越欠損金を有している方 ⑧前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が15年以上である方	運転	4,800万円	8	3	(基準) 1.16～2.75 (特利R) 0.96～1.65	—	普通貸付(公庫：国民生活事業)と同様
			設備		15	3			
	経営安定資金 (県)	県内で1年以上事業を営んでいる方で、次のいずれかに該当すること ①直近3か月もしくは直近6か月の売上高等又は今後3か月の売上高の見込み等が前年同期比で5%以上減少していること ②直前決算において赤字を計上していること ③倒産企業に対して50万円以上の売掛債権等を有していること ④中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定による破綻金融機関と取引のあるものとして 商工会議所等 の認定を受けたこと	運転 設備	8,000万円 対象者④は別枠 5,000万円	10	2	1.75	1.55以下	・保証人は原則として法人は代表者、個人は不要 ・商工会議所・商工会の確認等が必要
			運転		5	1	1.75	1.40以下	
			設備	2億円	7				
			運転	2億8000万円	10	1	1.60	1.55以下	
	借換枠	県内で1年以上事業を営んでいる方で、既存の中小企業振興資金(中小企業災害復旧資金特別枠)、経営安定資金(緊急経済対策枠又は借換枠)を利用した金融債務の残高があり、次のいずれかに該当する方 ①適切な事業計画を有していること ②国の認定を受けた機関等の支援を受けつつ、事業革新計画や経営改善計画を策定し、実行すること	設備						
	特別改善枠	県内で1年以上事業を営んでいて、再生計画等に取り組み、次のいずれかに該当する方 ① 商工会議所 、商工会連合会又はあきた企業活性化センターの推薦を受けたこと ②中小企業再生支援協議会の推薦を受けたこと	運転 設備	5,000万円 対象者②は別枠 8,000万円	12	3	2.15	1.55以下	
	商工団体推薦保証 (信用保証協会)	原則として6ヶ月以上継続して商工団体(秋田県内の 商工会議所 及び商工会)の経営指導を受けている県内の中小企業者であって、当該商工団体が推薦するもの。ただし、次に該当する場合を除く。 ①保証事故事由が発生している場合。 ②申込人が求償債務者、または求償権関係人である場合 ③既存保証について返済条件を緩和している場合 ※特別保証制度との併用が可能です	運転 設備	500万円 ただし、全ての保証付き借入との合計で8,000万円以内	10	—	金融機関所定の固定もしくは変動金利	2.20以内	・保証人は原則として法人は代表者、個人は不要 ・担保は原則不要

使い みち	制度名	対 象 者	資金 使途	限度額	期間 (年)	据置 (年)	年利率 (%)	保証率 (%)	保証人 担保等
新たな分野への進出や新事業展開に取り組むとき	中小企業 経営力強化 資金（公庫）	次のすべてに当てはまる方 ①経営革新又は異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓（新規開業を行う場合も含む）を行うおとする方 ②自ら事業計画の策定を行い、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に定める認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受けている方	運転	7,200万円 （うち 運転資金 4,800万円）	7	1	（基準） 1.16～ 2.75	—	・2,000万円の範囲で無担保・無保証人の利用が可能 ・女性または30歳未満か55歳以上の方で、新たに事業を始める方や事業開始後おおむね7年以内の方は特利A
		設備	20		2	（特利A） 2.11～ 2.40			
	事業革新資金（県）	県内で1年以上事業を営み（⑤～⑨を除く）次のいずれかに該当し、 商工会議所等 から認定等を受けていること ①「事業転換・多角化」「新市場進出」「海外進出」を行うこと ②あきた企業活性化センターが行う所定の事業の認定・採択を受けたこと ③商店街振興組合等の整備の基本方針に沿って、空き店舗の取得・改造・改装等を行うこと ④観光レクリエーション施設を新設又は整備拡充すること ⑤中小企業等経営強化法、中小企業地域資源活用促進法、農工商等連携促進法に基づく計画等の認定を受けたこと ⑥特許法に基づく特許技術（出願中を含む）を有し、その実用化のための事業を行うこと ⑦所定の研究機関で共同開発した技術・製品の実用化、生産化のための事業を行うこと ⑧「環境調和型産業集積支援事業」の認定を受け、当該事業を行うこと ⑨異なる二者以上の企業者が連携して事業を行うこと	運転 設備	1億円 対象者⑧は 2億円 対象者⑨は 5,000万円	10	3	1.50	0.6 以下	・保証人は原則として法人は代表者、個人は不要 ・担保は必要に応じ相談
	産業活力創造資金（市） ※一部抜粋								
	新分野進出 資金枠	次のいずれかに該当する中小企業者で新たな分野の事業に取り組むとき ①親会社が融資を受ける場合 市内に登記簿上の本店と事業所を有する親会社が市内に子会社を設立し、業種の異なる事業を行うこと ②子会社が融資を受ける場合 市内に登記簿上の本店と事業所を有する設立後1年未満の子会社が、親会社とは異なる事業を行うこと ③既存企業が融資を受ける場合 市内に登記簿上の本店と事業所を有する会社が既存の業種と異なる事業を行うこと	設備	1,000万円 （対象事業費の 80％以内）	10	1	1.75 （借入から 3年間 1.0％ 利子補給）	—	・保証人は原則として法人は代表者、個人は不要 ・担保は必要に応じ相談
		新商品等 開発資金枠	次の要件を満たす中小企業者および組合等で新商品を開発するとき ①市内に1年以上住所を有すること（法人は登記簿上本店の住所） ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上、現在も継続していること ④要領で定める、新製品等の研究開発および商品化を行うもの	運転 設備	3,000万円 （対象事業費の 80％以内）	10	1	1.75 （借入から 3年間 1.0％ 利子補給）	
	農工商連携 促進資金枠	次の要件を満たす中小企業者および組合等で農林漁業者と連携し新商品を開発するとき ①市内に1年以上住所を有すること（法人は登記簿上本店の住所） ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上、現在も継続していること ④要領で定める、農林漁業者と連携し、新製品等の研究開発および商品化を行うもの	運転 設備	3,000万円 （対象事業費の 80％以内）	10	1	1.75 （借入から 3年間 1.0％ 利子補給）	—	
経済構造変化に適応するため海外展開を図るとき	海外展開・ 事業再編資金 （公庫）	次のいずれかに該当する方 1 経済の構造的変化に適応するために海外展開することが経営上必要であり、かつ次の①～③の全てに該当する方 ①開始または拡大しようとする海外展開事業が、当該中小企業の本邦内における事業の延長と認められる程度の規模を有するものであること ②本邦内において、事業活動拠点（本社）が存続すること ③経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとするもので、次の（ア）～（工）のいずれかに該当する （ア）取引先の海外進出に伴い、海外展開すること （イ）原材料の供給事情により、海外展開すること （ウ）労働力不足により、海外展開すること （エ）国内市場の縮小により、海外市場の開拓・確保に依らないと成長が見込めないため海外展開すること 2 海外における経済の構造的変化等に適応するため次の①および②の全てを満たす方 ①海外直接投資に係る海外展開事業を再編（全部又は一部を廃止することを含む）することが、経営上必要であること ②本邦内における事業活動は継続し、中長期的にみて発展することが見込まれること	運転	7,200万円 （うち 運転資金 4,800万円 以内）	7	2	（基準） 1.16～ 2.75 （特利A） 0.76～ 2.35 （特利B） 0.51～ 2.10	—	普通貸付（公庫：国民生活事業）と同様
			設備		20	2	（特利C） 0.30～ 1.85		
事業を承継するとき	事業承継 資金（県）	次のいずれかに該当し、 商工会議所等 の認定を受けている方 ①破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始、特別清算開始、又は金融機関の取引停止処分が発生した企業から事業の全部又は一部の譲渡を受けて当該事業を行う方 ②事業の全部又は一部を取りやめる企業から、事業の譲渡を受けて当該事業を行う中小企業者 ③事業承継により従業員等が代表となった法人（新代表者が旧代表の三親等以内の親族である場合を除く） ④事業承継により経営等に支障が生じていることについて、秋田県知事認定を受けた方 ⑤中小企業経営承継円滑化法の認定を受けた中小企業者の代表者個人	運転 設備	1億円 対象④は 別枠1億円	10	3	1.50 （事業引継ぎ 支援セン ター支援案 件等は 1.30％）	0.6 以下	・保証人は原則として法人は代表者、個人は不要 ・商工会議所・商工会の確認等が必要